

砂川市訓令第4号

令和5年1月20日

砂川市障害者福祉計画策定推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市障害者福祉計画策定推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市障害者福祉計画策定推進委員会設置要綱（平成24年訓令第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂川市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

第1条中「障害者が地域で安全、」を「障がい者が地域で」に、「砂川市障害者福祉計画策定推進委員会」を「砂川市障がい者計画策定推進委員会」に改める。

第2条第1号及び第3条第2項中「障害者福祉計画」を「障がい者計画」に改める。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 医療・保健・福祉対策専門部会
- (2) 生活・環境・防災対策専門部会
- (3) 就労・教育・社会参加対策専門部会
- (4) 総務・政策・情報対策専門部会

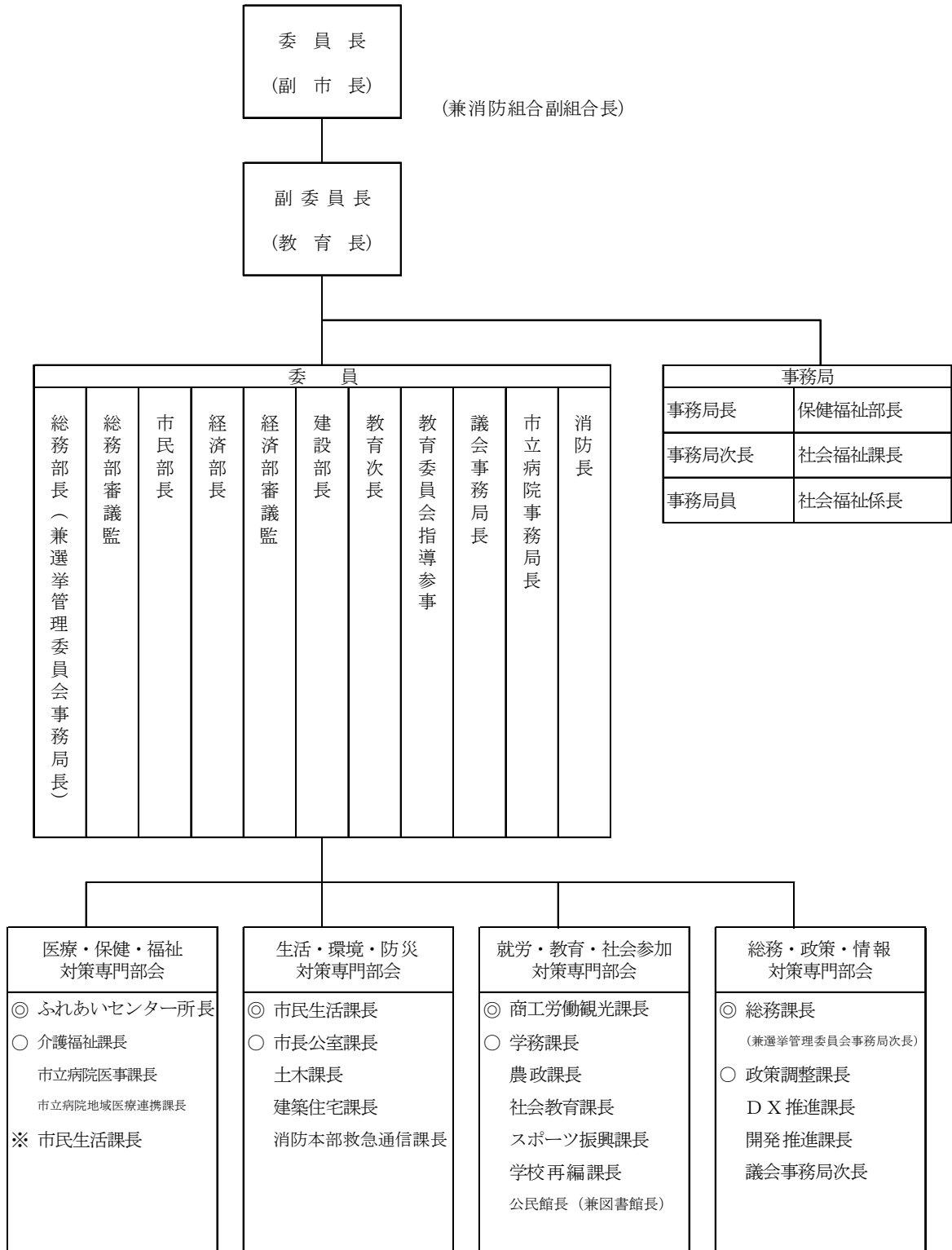
別表（第6条関係）を次のように改める。

### 附 則

この訓令は、令和5年1月20日から施行する。

別表（第6条関係）

砂川市障がい者計画策定推進委員会組織図



◎ 部会長      ○ 副部会長      ※ 兼務